

令和 6 年 10 月 9 日
総務部人事課作成

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- 令和 6 年 7 月 25 日からの大雨による災害を受け、令和 6 年度における夏季休暇の取得可能期間を 12 月まで延長するため。

2 改正の概要

- 夏季休暇は 6 月から 10 月までの期間で取得することができるが、令和 6 年度に限り、その期間を 12 月まで延長するもの。

3 施行期日

- 公布の日